飼い主のマナーの向上を

日本では3世帯に1世帯が、犬や猫などのペットを飼っているといわれています。

動物はわたしたちを楽しませ、心を豊かにしてくれます。その一方で、ペットをめぐって周囲とトラブルになったり、飼い主の事情でペットが飼えなくなったりするケースも少なくありません。

人とペットが社会の中で共に暮らしていくためには、飼い主のモラルとマナーが重要です。飼い主の責任をもう一度考えてみましょう。

◇他人にも十分な心配りを

飼い主もペットも地域社会で暮らしている以上、ご近所などとの調和を考えなくてはなりません。

動物好きの人はつい忘れがちですが、社会には動物が嫌いな人や恐怖感を持っている人もいます。また、体の不自由な人はペットが放されているだけで大きな不安を感じることもあります。鳴き声や羽毛・排せつ物・においなど飼い主が気付かなくても迷惑を感じている人がいるかもしれません。迷惑だと思っていても、ご近所付き合いの遠慮から言いにくい場合もありますから「うちだけは大丈夫」ではなく、飼い主から積極的に気を配ることが求められます。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいた犬および猫の飼養・保管に関する基準には、飼い主が適正に飼養・保管するため、守らなければならない基本的な事項が定められています。

他人に迷惑や害を及ぼすことのないよう十分な心配りと正しいしつけをし、基本マナーを守って、ペットと一緒に快適に生活できるようにしましょう。

◇こんなことに注意しましょう

・「子どもが遊んでいる公園の砂場に犬のふんがあった」、「近所の飼い犬のふんが放置されていて自分の家までにおいがする」という苦情が寄せられています。ふんは、責任を持って飼い主が持ち帰りましょう。

・放し飼いはやめましょう。

・ペットは飼い主が責任を持って最後まで面倒を見ましょう。飼えなくなったときは、新しい飼い主を探しましょう。万が一見付からなかったときは動物愛護センター（☎0476-93-5711）に相談してください。

・犬がむだ吠えをするときは、動物愛護センターで定期的にしつけ方教室を開催していますので相談してください。

・猫は屋内で飼いましょう。

◇飼い主の責任を

保健所などに引き取られる犬や猫には、迷子のペットが少なくありません。また、不妊去勢手術をしていれば、捨てられる子犬や子猫たちは確実になくなります。

ペットを迷子にしない、捨てない、無駄な繁殖をさせない、最後まで飼うという飼い主として当たり前の責任を果たしましょう。

問 生活環境課環境対策班 ☎(70)0386

▶ご近所に配慮した飼い方を

犬のしつけ方教室

▶日時＝1月25日㈬13時～16時
▶会場＝東金文化会館
▶対象＝山武保健所管内在住者
▶内容＝犬のしつけ方の講義・実演や犬を飼ううえでの各種相談など
※実演はモデル犬により行いますので、飼い犬の同伴はご遠慮ください
▶募集人数＝先着20人
▶参加費＝無料

申・問 東金市環境保全課
☎(50)1170

介護用品支給票を交付

在宅介護を支援するため、「介護用品支給票」を交付します。

▼対象＝町内に住所を有し、在宅で介護を受けている要介護4・5の方
※入院中または施設に入所等している場合を除く
▼限度額＝月5千円
▼申請方法＝要介護者の介護保険被保険者証と申請者の印鑑を持参のうえ、健康介護課の窓口で申請（介護家族の申請可）
▼利用方法
町から決定通知書および介護用品支給票を送付します。介護用品支給事業取扱店で介護用品支給票および介護保険被保険者証を提示して、支給対象の介護用品を受け取ってください。
▼その他
・利用は申請の翌月からとなります。現在利用中の方は、要介護認定の期間が終了する月および毎年3月に再度申請が必要です。
・新たに介護用品支給事業の取扱店としてヤックスケアタウン大網増穂店（柿餅34・☎70-8809）が加わりました。

問 健康介護課高齢者支援班 ☎(70)0332

後期高齢者医療制度 保険料納付が困難なときは相談を

災害や世帯主の死亡、非自発的失業、事業の休廃止などによって、保険料を納めることが困難なときには、申請をすることで保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

加入者それぞれの状況を踏まえて、きめ細かく対応しますので、条件に該当する方は、住民課の窓口でご相談ください。

※「非自発的失業」とは、事業の倒産・破産・廃業などによって、本人の意思に反して職を失うことで、定年退職や自己の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます

◇減免

生活が困窮して、保険料を納付することができないと認められる場合や、刑事施設などへ拘禁され、給付の制限が行われている場合などに、保険料を減免することができます。

◇徴収猶予

減免と同様の条件によって、保険料の納付が一時的に困難と認められる場合に、6カ月以内の期間に限って保険料の徴収を猶予することができます。

問 千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課 ☎043(308)6768
住民課国保年金班 ☎(70)0334

ねんきんナビ

平成23年分公的年金等の源泉徴収票が届きます

平成23年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に、平成23年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする、源泉徴収票が1月末ごろに届きます。

所得税の確定申告の際に、添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

問 千葉年金事務所
☎043(242)6329
住民課国保年金班
☎(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～冬に増える事故に注意しましょう～

今回は冬に増える高齢者の事故と、防止のための方法を紹介します。

①入浴事故

熱いお湯に入るのが好きな方も多いと思いますが、寒い脱衣所で衣服を脱ぐと血圧が急激に上がり、さらに熱いお湯に入ることでさらなる血圧上昇を招きます。この後、入浴でリラックスすると急激に血圧が下がります。この時に立ち上がったりすると立ちくらみを起こし、意識消失をすることもあります。

脱衣所・浴室を暖めておくことで血圧の急激な変動が起こりにくくなり、事故防止につながります。また、水分補給をする、家族がいる時に入浴する等も効果的です。

②暖房による事故

さまざまな暖房器具がありますが、火災やケガにつながる事故が多発しています。

石油ストーブでは、漏れた灯油が引火したり、ストーブの上に干していた洗濯物が落下したりして、火災になることがあります。

ストーブやファンヒーターを使用中に一酸化炭素中毒を起こして死亡する例もあります。ガスや灯油などは取り扱いに注意し、定期的に換気をして使用しましょう。

また、こたつや湯たんぽは低温なので安全と思われがちですが、長時間同じ部位を温め続けると、低温やけどを起こすことがありますので注意が必要です。

③交通事故

冬は日が暮れるのが早く、自動車が歩行者に気付くのが遅れ、事故につながります。夕暮れから夜間に外出する時は、明るい色の服装や反射材を身に付けましょう。

また、高齢者が加害者となる事故も多発しています。身体機能の低下から、アクセルとブレーキを踏み間違えたり、障害物の発見が遅れブレーキが間に合わなかったりすることがあります。公共交通機関が少ない地域では、マイカーはなくてはならない存在ですが、ヒヤッとした経験が何度もあるようなら、運転が続けられるか一度きちんと考えてみましょう。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

問 地域包括支援センター
☎(70)0439　FAX(70)1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎(70)1666